

地域リハビリテーションの拠点施設

総合リハビリテーション推進センター

- 医療・保健・福祉に関する調査研究
- 市内の施設・事業所の連携強化

総合研修センター

- 専門性の高い職員の養成
- 相談支援の質の向上



地域リハビリテーションセンター

- 病気や障害、生活環境に関する評価・判定
- 利用する制度やサービスの調整
- 施設や事業所に対する助言



南部 川崎区日進町(ふくふく内)
中部 中原区井田
北部 麻生区百合丘

地域リハビリテーション支援拠点 (高齢者対象)

市内8ヶ所の病院や老人保健施設等に設置予定
(令和3年10月から運用開始)

地域療育センター (障害児対象)

南部 川崎区中島
中央 中原区井田
西部 宮前区平
北部 麻生区片平

川崎市の 地域リハビリテーション

～いつまでも、まちで暮らそう～



令和3年3月

地域リハビリテーションとは

- 病気や障害があっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするための取組です。
- 病院や施設で行う身体機能の訓練にとどまらず、地域で生活するために必要な動作や活動、社会参加など、あらゆる場面が対象です。
- リハビリテーション専門職だけでなく、生活に関わるさまざまな人が担い手となって、生活全体がリハビリテーションとして機能するように支援します。



イラスト 石井麗子さん

地域リハビリテーションを提供する仕組み

- 地域の相談機関が、本人・家族から、生活の状況や今後の意向などを伺いながら、必要に応じて、地域リハビリテーションセンター等と支援方法を調整します。
- 地域リハビリテーションセンターが、本人・家族、住環境、地域資源の状況を評価・判定し、施設や事業者等に助言をすることで、リハビリテーションの視点を踏まえた支援の提供につなげます。

